

## 介護保険サービス事業所の指定及び各種届出等について

介護保険サービス事業所の指定の申請や各種届出に必要な書類については、令和6年4月より、厚生労働大臣が定める様式を使用しています。尾張旭市のホームページ上でも公開していますので、各自ご確認ください。

## 1 事業所の新規指定・更新申請について

- (1) 介護保険の地域密着型サービス事業、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業を行うには尾張旭市長の指定を受ける必要があります。
- (2) 指定有効期間は6年間です。事業を継続実施するためには、尾張旭市長から指定の更新を受ける必要があります。更新せずに指定期間が満了した場合、再度新規申請が認められるまで、介護サービス事業所として報酬請求ができませんので、ご注意ください。

提出期限	指定年月日及び更新年月日の前々月の末日まで (例) 令和8年5月1日より開始→令和8年3月31日までに提出
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定申請書または更新申請書</li> <li>・付表</li> <li>・チェックリスト</li> <li>・算定に係る体制等に関する届出(新規申請のみ)</li> <li>・介護職員等処遇改善加算計画書(新規申請で算定する場合のみ)</li> </ul>
その他	市ホームページ(ページID:1567)をご確認ください。

※尾張旭市から個別に更新の連絡は行いません。各事業所で指定有効期間を確認し、指定の効力を失わないように管理をお願いします。

※指定事業ごとに指定を行う必要があります。申請忘れがないよう注意してください。

## 【指定申請の提出先の例】

○ ● デイ	通所介護	⇒	愛知県へ指定申請
	第1号通所事業	⇒	尾張旭市へ指定申請
	生活支援通所サービス	⇒	瀬戸市へ指定申請

## 【手数料】

申請手続きの際に、窓口でお渡しする「納付書」にて納入していただきます。愛知県収入証紙ではありませんので、御注意ください。また、申請の審査のための手数料であるため、審査の結果、更新ができない場合でも手数料は返還しません。

サービス種類	新規指定手数料	指定更新手数料
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービス</li> <li>・居宅介護支援</li> </ul>	30,000円	10,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防支援</li> <li>・介護予防・日常生活支援総合事業</li> </ul>	なし	なし

※他市町村に所在する地域密着型事業所を指定更新する場合は手数料を徴収しません。

## 2 変更届について

厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に尾張旭市長に届け出てください。

※契約書、重要事項説明書の変更については、指定権者に届け出る必要はありません。利用申込者に変更内容を説明し、同意を得てください。

## 3 加算に関する届出（算定に係る体制等に関する届出）

算定を開始する月の前月15日（施設系・居住系サービスは当月1日）までに届出が必要です（処遇改善加算を除く）。また、加算の算定要件に該当しなくなった場合も「加算なし」の届出が必要です。

### 処遇改善加算について

処遇改善加算を新規に取得する場合は、下記の提出が必要です。

①算定する月の前々月の末日までに算定に係る体制等に関する届出と計画書を提出

②加算を算定した事業所は翌年度の7月末までに実績報告書を提出

※継続して加算を算定する場合も、年度ごとに計画書と実績報告書を提出する必要があります。

### 【令和8年度の提出期限】

令和8年4月及び5月分を申請する事業者は、令和8年6月以降の申請に係る処遇改善計画とあわせて、令和8年4月15日までに提出してください。

令和8年度の改定により加算が新設されるサービスについては以下のとおりです。

(1) 4月及び5月分を申請する事業者に所属する新設サービス事業所の処遇改善計画

□□法人	・通所介護 ・居宅介護支援事業所	⇒	【令和8年4月15日まで】 ※2事業所分をあわせて提出
------	---------------------	---	--------------------------------

(2) 新設サービス事業所のみが所属する場合

□□法人	・訪問看護	⇒	【令和8年6月15日まで】
------	-------	---	---------------

## 4 休止の届出・廃止の届出・再開の届出について

事業を休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止の1月前までに、休止した事業を再開する場合には、10日以内に、尾張旭市長に届け出る必要があります。

また、地域密着型サービスについては、介護保険運営協議会へ報告する必要がありますので、廃止が決定し次第速やかにご連絡いただき、利用者の処遇等について報告書の提出をお願いしております。

## 5 協力医療機関に関する定例の届出について

認知症グループホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、地域密着型特定施設入居者生活介護は、1年に1回以上、協力医療機関との間で入所者の症状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市に提出することが義務付けられました。「協力医療機関に関する届出書」を各協力医療機関との協定内容がわかる書類を添付の上、毎年6月1日から6月30日までにご提出ください。

## 6 業務管理体制に関する届出について

平成20年5月28日の介護保険法の改正により、全ての介護サービス事業者（みなし事業所のみを事業者を除く）は、法人単位で、業務管理体制整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。詳細は、厚生労働省ホームページ（介護サービス事業者の業務管理体制）をご確認ください。

地域密着型サービスのみを行う法人であって、事業所が尾張旭市にのみ存在する法人は届出先が尾張旭市となりますので、適切に届出を行ってください。

## 7 感染症の報告について

市内の入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上の利用者、職員に感染症の感染が発生した場合は、市及び保健所に報告してください。なお、県への報告は不要です。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

## 8 メールアドレスの届出について

尾張旭市長寿課では、事業所に登録していただいたメールアドレスをもとに、周知事項等の連絡をしております。メールアドレスが未登録の事業所、メールアドレスが変更になった事業所は、登録・変更をお願いします。

また、受信箱の容量や受信設定等により、こちらからメールを送信できない事業所も見られます。ご対応いただけない場合、機会損失による不利益の責任は負いかねますのでご注意ください。

【メールアドレス登録・変更の方法】

題名「メールアドレスの登録（変更）」、本文に「事業所名」「事業所番号」及び「サービス種別」を記載し、下記のメールアドレス宛てに、登録したいメールアドレスからメールを送信してください。

※複数の事業所で同じアドレスを使用する場合は、全ての事業所を記載してください。

**choju@city.owariasahi.lg.jp**

## 9 書類の提出について

令和8年4月1日からは、原則全ての事業者で電子申請・届出システムによる提出とします。メールや窓口での提出も受け付けません。事故報告書及び感染報告書等についても同様の取扱いとします。

市がメールでの提出をお願いする場合や、質問等の届出以外の要件に限り、メールでご提出ください。（例：運営指導に係る改善指示書の提出）

**電子申請・届出システムが利用できない場合**

やむを得ない事情を除き、原則システムの利用とされておりますので、万が一、令和8年4月以降にシステムでの提出ができない事業所がありましたら、下記の取扱いとします。

(1)その理由及び今後の見通しについて、任意形式で報告書を作成しメールで提出をすること。

(2)システム運用後、その他の手段で提出した申請書類等全て、速やかに再提出をすること。

※(1)を提出していただいた後、やむを得ない事情と判断されるものについては、別途ご連絡差し上げます。

- メールでの提出方法について、下記のルールに則り作成してください。

**件名（タイトル）「年月日・事業所名・届出内容」**

例) 2026年(令和8年)7月31日に、株式会社ヒマワリのおひさまデイサービスが加算算定届を提出する場合。⇒「20260731おひさまデイサービス加算算定届」

長寿課では日々多くのメールを受信しておりますので、見逃し等を防ぐためにも、必ずルールを守って送信するようお願いいたします。